

大学改革を加速する新たな取組（概要版）

— 改革加速アクション・プログラム —

第1 基本的な考え方

- 開学した首都大学東京を円滑に軌道に乗せるとともに、平成18年4月には産業技術大学院大学を開学するなどの成果をあげた。
- 大学改革の理念をより具体化し、その取り組みの推進に向けた礎の強化を図るとともに、19年度以降の発展に向け、必要な基盤を強化することが必要である。
- 中期計画の達成に向け、22年度末までを展望して、大学改革を加速するため、必要な基盤強化に向けた新たな取り組みをまとめた。改革を支える教育・研究体制、事務組織体制、施設・設備など法人・大学運営の基盤を強化する。
- 大学が、将来にわたって社会から必要とされ、厳しい競争に打ち克っていくため、理事長・学長のリーダーシップの下、大学改革をさらに加速させていく。

第2 改革を加速するための課題

1 教育面 ～「ロマン」と「人間力」を持つ人材を育てる真の人間教育の実現～

大学間競争を勝ち抜き、学生から選ばれる大学として、社会が求める少数精鋭時代に耐える人材を輩出するため、「ロマン」と「人間力」を持つ人材を育てる。

- ・ 真の人間教育の実現に向けて「新たな基礎・教養教育」の開始や大学院再編などの開学1年目の成果を、さらに深化・発展させる。
- ・ それらを支える教育環境・体制の多面的かつ戦略的な整備が必要。

2 研究面 ～ 現場から生まれる独創性とチャレンジ精神に満ちた研究の推進 ～

現場の切実なニーズを捉え、その本質を深めることにより、真の独創性ある研究が生まれる。創意工夫とチャレンジ精神で研究の限界を乗り越えることが研究の要諦。

- ・ ポスト21世紀COEプログラムの獲得、大学独自の戦略的・重点的研究の推進、提案公募型研究や企業との共同研究など外部資金による大型プロジェクトの獲得を支える研究基盤・体制の多面的かつ戦略的な整備が必要。

3 社会への貢献 ～学術研究成果を発信・還元し社会に存在感を示す～

都政との連携を一層推進し都政のシンクタンク機能を果たすとともに、大学の持つ学術研究成果を広く社会に発信・還元し、教育・研究の更なる水準向上にもつなげる。社会との連携・協力を推進するための学内基盤の強化が不可欠。

4 産業技術大学院大学

開学した新たな大学を軌道に乗せるとともに、平成20年度の創造技術専攻(仮称)の開設に向けた準備が必要。

5 法人運営

理事長・学長のリーダーシップによる意思決定システムの一層の定着を図るとともに、これを支える法人本部機能の強化及び教育・研究・社会貢献を支える機能の充実など、事務組織体制、教育研究組織体制、人事制度等の整備が必要。

第3 課題解決のための方策(主なもの)

1 教育実施体制の充実

(1) 新コースの実施に向けた体制整備

- 順次開設する新コース（インダストリアルアートコース（平成18年度開始）、都市政策コース（平成19年度開始）、観光・ツーリズムコース（平成20年度開始））について、円滑な実施に向けて、教職員、設備等の体制を整備する。（平成18年度～）

(2) 基礎教育センターの拡充等

- 教育改善、基礎・教養教育、「知」のキャリア形成教育の取組の充実に向け、基礎教育センターの核となる教員・職員等の充実等、体制強化を図る。（平成18年度～）
- 突出した能力をもつ人材や本学の理念に合致した人材の確保に向け、入試の質の向上を図るための体制の強化を図る。（平成19年度～）
- 学部、大学院を通じた教育の質の向上について、学内体制のあり方も含め検討を開始する。（平成18年度～）

(3) 高度専門職業人材育成の充実

- 法科大学院、ビジネススクールの社会的評価を確立する上で有効な教育研究環境の整備について、必要な措置を講じる。（平成18年度～）
- 産業技術大学院大学の創造技術専攻(仮称)の開設に向け、教職員等所要の経費を確保し、着実に準備を進める。（平成18年度～）

2 教員人事制度の改革

(1) 新人事制度の整備・定着

- 裁量労働制の導入の検討、兼業・兼職基準の見直しの検討を行うとともに、サバティカル制度の研究を進め、柔軟で効果的な勤務管理体系を構築する。（平成19年度本格実施）
- 教員評価の試行を着実に進めるとともに、各部局において積極的で活発な検討を進め、各種評価制度とも適切な連携を取りつつ、教員にふさわしい評価の仕組みを作り上げる。（平成18年度試行、平成19年度以降本格実施）

(2) プロジェクト型任用の導入

- 特定の重点的・戦略的研究や、教育改善、「知」のキャリア形成支援、入試の質の向上など新たな教育活動の充実強化に向け、一定期間内に成果を生み出すべき領域に適切に対応するため、プロジェクト型任用による人材登用の仕組みを構築することとし、そのための「ファンド」を創設する。（平成18年度～）

3 社会との連携推進

(1) 産学公連携の推進

- 中小企業との連携促進のため、都が整備を進める多摩の産業支援拠点との連携を進める。（平成18年度～）
- 都が整備を進める区部の産業支援拠点との連携を進めるとともに、秋葉原サテライトオフィスの産学公連携機能の強化を図る。（平成18年度～）

(2) オープンユニバーシティの充実

- 大学の学術研究成果を都民に積極的に還元を行うとともに、東京都や特別区などとの連携、自治体研修支援、学部や大学院の教育との連携などにより、首都大学東京ならではの特色ある講座提供の推進を図る。(平成 18 年度～)

4 教育研究環境の充実

(1) 既存設備の計画的改修・更新

- 施設・設備の計画的な改修・更新を適切に行うため、施設改修計画を策定する。(平成 18 年度 (南大沢、荒川)、平成 19 年度～ (日野))
- 施設費補助金を確保し、改修・更新の着実な実施により、良好な教育研究環境の確保を図る。(平成 19 年度～)

(2) 各キャンパスの管理体制の整備

- 建物管理、警備、維持補修、清掃等の内容を含め、防災・防火や環境影響負荷軽減の観点も盛り込んだ、キャンパスのトータル管理の仕組みを整備し、教職員、学生一体となったキャンパス環境整備への取組を進める。(平成 19 年度～)

(3) 大型外部資金受入促進のための研究施設の整備

- 外部資金によるプロジェクト型研究の充実、大学独自の戦略的・重点的研究の展開に向け、研究施設の整備に向けた取り組みを進める。(平成 18・19 年度)
- 施設整備は法人の経営努力により生み出した資金等を財源とし、外部資金や利用研究者からの賃料等により維持管理を行うなど、法人化のメリットを活かした新たな資金フレームを構築する。(平成 18・19 年度)

5 事務組織体制等の整備

(1) 法人運営を支える事務組織体制の整備

- 法人化のメリットを最大限活かし、自主的・自律的な運営を担っていくため、調査企画、人事、監査、施設設備管理、外部評価への対応、渉外、業務改善関係等、法人本部として担うべき理事長・学長のリーダーシップを支える機能に対する人的配置の充実を図る。(平成 18 年度～)
- 今後、法人固有の職員による基幹業務運営の確立に向けて、教務、会計業務を中心に法人固有職員を重点配置し、人材の育成を図る。(平成 19 年度～)

(2) 新たな法人固有職員制度の整備

- 現行の法人固有職員制度について一定の見直しを行うとともに、将来の法人運営の中核を担うにふさわしい人材の確保・育成を目的とする新たな法人固有職員制度を整備する。(平成 18 年度制度構築、平成 19 年度以降採用)

6 財務運営の改革

- 新しい創意と工夫で大学運営のコストパフォーマンスを一層向上し、それにより生み出された利益を大学の使命実現のための新たな取り組みに活用する。(平成 18 年度～)

第 4 大学改革をさらに加速させるための今後の展開

- このプログラムは、実行にあたっての課題、社会状況の変化により生じる新たな課題にも対応しながら、さらに長期的な展望を見据え、必要に応じて改定していく。